

このタジキスタン共和国倒産法和訳(仮訳)は、同法のロシア語版を松嶋希会弁護士(元 JICA 長期派遣専門家)が和訳されたものを提供いただいたものであり、今般、松嶋弁護士の御了承を得て掲載するものです。

2008年9月 法務総合研究所国際協力部

## タジキスタン共和国倒産法(2003年12月8日制定)<sup>1</sup>

### 第1条 本法が調整する諸関係

本法は、タジキスタン共和国民法に従い、裁判所が個人事業者を倒産者と認定するための事由及び手続又は自己の倒産を宣言する事由及び手続、裁判所が法人を倒産者と認定する事由又は自己の倒産を宣言する事由を定め、また、このような法人を清算する手続、又は、債権者ととも自己の倒産を宣言し、自発的に清算をする決定をとる手続を定めている。

### 第2条 本法の適用範囲

- 1 本法は、法定手続に従い登記されている外国法人を含む法人(タジキスタン共和国民法第127条の定める国家企業を除く。)及び個人事業者に適用される。
- 2 タジキスタン共和国の認めた国際協定が本法の規定とは異なる規定を定める場合、タジキスタン共和国の認めた国際協定の規定が適用される。
- 3 本法の定める債権者として参加する外国機関・外国人との関係には、タジキスタン共和国の認めた国際協定に別段の定めがある場合を除き、本法の規定が適用される。

### 第3条 タジキスタン共和国の倒産法令

タジキスタン共和国の倒産法令は、タジキスタン共和国憲法に基づくものであり、本法、その他の規範的法的文書及びタジキスタン共和国の認める国際的法的文書から成る。

### 第4条 本法において用いられる基本概念

本法においては、以下の基本概念が用いられる。

**破綻(倒産)：**債権者に対する金銭債務を全額弁済することができない、かつ(若しくは)、義務的支払金債務を履行することができないと裁判所により認定された債務者の無能力、又は、自己で宣言した債務者の無能力(以下「倒産」という。)

**債務者：**本法の定める期間内に、金銭債務及び(又は)義務的支払金債務を弁済することができない個人事業者又は法人

**金銭債務：**民事法上の契約、及び(又は)、タジキスタン共和国民法の定めるその他の事由に基づき、債務者が債権者に対して負う一定金額の支払義務

<sup>1</sup> 公布条文には「項番号」は付されていないが、便宜上、本和訳では、段落ごとに項番号を付した。

**義務的支払金**：税金，手数料，並びにタジキスタン共和国法令の定める期間及び条件により相応の公的予算に納められるべきその他の義務的納付金

**債務者代表者**：法人の単独執行機関，及び，法令に従い委任なくして法人の名において活動するその他の者

**破産債権者**：金銭債権者。ただし，生命・健康侵害に基づく損害賠償請求権を有する個人，及び，法人債務者に参加したことに基づき当該法人に対し請求権を有する発起人（社員）を除く。

**裁判外再生支援**：倒産の予防を目的とした，法人債務者の財産所有者，発起人（社員）及びその他の者による債務者の支払能力回復のための措置

**監視**：債務者の倒産認定の申立てが裁判所により受理された時から本法の定める時まで，債務者の財産の保全及びその財務状況の分析を目的として，債務者に対し適用される倒産手続

**外部管財（裁判上の再生支援）**：債務者の支払能力の回復を目的として，債務者に対し適用される倒産手続であり，債務者の財産管理権は外部管財人に移譲される。

**破産手続**：債権の按分弁済を目的として，倒産者と認定された債務者に対し適用される倒産手続。

**管財人（一時管財人，外部管財人，破産管財人）**：倒産手続を実施し，本法の定めるその他の権限を行使するために，裁判所により任命された者

**モラトリアム**：金銭債務及び（又は）義務的支払金債務の債務者による履行の一時中止

**債務者の被雇用者の代表者**：債務者の被雇用者により授権され，倒産手続実施の際に被雇用者の利益を代表する者

## 第5条 倒産兆候

法人，個人事業者及び外国法人は，金銭債権及び（又は）公的予算に対する義務的支払金を弁済期から3か月以内に弁済していない場合，並びに，債務総額が保有財産の価値を上回る場合，自己の所有財産をもって債権者の金銭債権を弁済することができず公的予算に対し義務的支払金を支払うことができないものとみなされる。

## 第6条 金銭債務及び義務的支払金の構成及び額

- 1 金銭債務及び義務的支払金の構成及び額は，本法に別段の定めがある場合を除き，裁判所に債務者の倒産認定が申し立てられた日を基準として決定される。
- 2 債務者の倒産兆候の有無の確定の際には，金銭債務額（引き渡された商品，提供された労務及び行われた役務に対する対価支払債務額を含む。），及び，債務者が支払わなければならない利息を含む借入金額が基準となる。ただし，個人に対する生命・健康侵害の損害賠償額，著作契約に基づく報酬額及び法人債務者に参加したことに基づく発起人（社員）に対する債務は除く。
- 3 金銭債務額は，裁判所の判決又は債務者が債権を認めたことを証明する書面により債務が証

明された場合、及び、本法の定めるその他の場合、確定したものとみなされる。

## 第7条 債務者

- 1 債務者は、金銭債務及び（又は）義務的支払金を所定期日に弁済することができないことを示す状況がある場合、裁判所に対し、倒産予防を申し立てることができる。
- 2 申立て<sup>2</sup>は、本法に別段の定めがある場合を除き、債務者に裁判費用を支払うに十分な財産がある場合、債務者が裁判所に出すことができる。

## 第8条 債務者の裁判所への申立義務

- 1 債務者の代表者又は個人事業者は、以下の場合、裁判所に対し申し立てなければならない。
  - 一債権者又は複数債権者に対する債務を弁済することにより、その他の債権者に対する金銭債務を全額弁済することが不可能になる。
  - 法人債務者につき、設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が、裁判所に対して申し立てる決定をした。
  - 国家単一企業体である債務者につき、債務者財産の所有者により権限を付与された機関が、裁判所に対して申し立てる決定をした。
  - 本法の定めるその他の場合
- 2 本条第1項の定める場合、債務者の申立ては、本法第7条第2項の定める場合であるか否かにかかわらず、裁判所に出される。
- 3 債務者の代表者又は清算委員会（清算人）は、法人の清算の実施に際し債権を全額弁済することが不可能であることが確認された場合、債務者につき、裁判所に対し申し立てなければならない。
- 4 債務者の申立ては、本条の定める場合、相応の必要性が発生する1か月前までに<sup>3</sup>、裁判所に対して出されなければならない。

## 第9条 債務者の代表者の申立義務違反の責任

本法第8条の定める場合に裁判所に債務者の申立てが出されなかった場合、債務者の代表者又は清算委員会委員（清算人）は、本法の定める期間満了後に発生した債務者の債務につき、補充責任を負う。

## 第10条 偽装倒産（計画倒産）及び故意倒産

- 1 債務者が、債権を全額弁済する可能性があるにもかかわらず、裁判所に自己の倒産認定を申し立てた場合、債務者は、当該申立てにより債権者に発生した損害につき責任を負う。

---

<sup>2</sup> 債務者の倒産認定の申立てのことをいう。

<sup>3</sup> ロシア語版法令では、「必要性が発生する1か月前まで」とされている。ロシア連邦やウズベキスタンの倒産法の類似条文では、「必要性が発生してから1か月以内に」とされている。

- 2 債務者の倒産の責任が、債務者の発起人（社員）、又は、債務者に対し絶対的に履行しなければならない業務を出すことができ、若しくは、債務者の活動を決定する全可能性を有する債務者の代表者を含めたその他の責任者にある場合（故意倒産）、法人の発起人（社員）又はその他の責任者は、補充責任を負う。

#### 第 11 条 金銭債権を有する債権者

- 1 金銭債権を有する債権者（以下「債権者」という。）とは、国内及び外国の自然人及び法人、並びに、国家及び行政地域体である。
- 2 債権者が債務者の倒産認定を申し立てる（以下「債権者による申立て」という。）権限は、本法により破産債権者と認められる者が有する。
- 3 損害賠償請求権者及び扶養料支払請求権者は、請求権が裁判所判決により証明される場合、又は、債務者により認められた場合、当該請求権の債権者と認められる。
- 4 税務機関・その他の全権機関に対しては、本法に別段の定めがある場合を除き、債権者について定められた規定が適用される。
- 5 全債権者の利益は、倒産手続の実施に際しては、本法に従い組織される債権者集会及び債権者委員会が代表する。債権者は、裁判所が倒産認定の申立てを受理した時から、債務者に対し個別に債権の弁済を請求することはできない。
- 6 債務者に対する行為は、全て、債権者集会及び債権者委員会を通して全債権者の名において行われる。

#### 第 12 条 債権者集会及び招集手続

- 1 議決権を持って債権者集会に参加する者には破産債権者になることができ、本法の定める場合、義務的支払金に関しては、税務機関・その他の全権機関である。債務者の被雇用者の代表者は、債権者集会に参加する。
- 2 債権者集会の開催及び実施は、管財人が行う。
- 3 以下の決議の採択は、債権者集会の権限に属する。
  - 外部管財の開始及び延長、並びに、裁判所への相応の申立て
  - 和議の締結
  - 裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続開始の申立て
  - 債権者委員会の委員の選出、委員数の決定、及び、債権者委員会権限の任期満了前の終了
  - 本法の定めるその他の事項
- 4 破産債権者は、本法の定める場合は義務的支払金について税務機関・その他の全権機関が、債権者集会において、本法に従い認められる集会開催日における破産債権者及び税務機関・その他の全権機関の債権総額に対する保有債権額の割合による議決権を有する。

- 5 債権者集会は、管財人の発議、債権者委員会の請求、債権登録簿に記載されている債権総額の3分の1以上に当る金銭債権及び(又は)義務的支払金債権を有する破産債権者及び(又は)税務機関・その他の全権機関の請求、又は債権者総数の3分の1に当る破産債権者の発議により招集される。
- 6 債権者委員会又は破産債権者が管財人に対し招集を請求した場合、債権者集会は、請求から2週間以内に、管財人が招集する。
- 7 債権者集会は、債権者集会又は債権者委員会が別段の定めをする場合を除き、債務者の所在地において招集される。
- 8 債権者集会が定足数を満たさない場合、債権者集会は、10日以内に再度招集され、当該集会は、集会の開催日時及び場所が破産債権者に適切に通知された場合、その出席債権者数にかかわらず、有効である。

### 第13条 債権者集会の議決方法

- 1 議決にかけられた事項についての債権者集会の議決は、本法に別段の定めがある場合を除き、出席破産債権者の議決権の過半数により採択される。
- 2 債権者集会は、以下の事項については、全破産債権者の議決権の過半数により議決する。
  - 外部管財の開始及び延長、又は、裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続開始の申立て
  - 裁判所に対する管財人の解任の申立て
- 3 本条第2項の定める事項を議決する債権者集会において、議決に必要な破産債権者の議決権数の議決権が行使されなかった場合、債権者集会は、再度招集される。当該債権者集会は、集会の開催日時及び場所が破産債権者に対し適切に通知されたことを条件に、出席破産債権者の議決権の過半数により、有効に議決することができる。

### 第14条 債権者委員会、債権者委員会の選出

- 1 債権者委員会は、破産債権者の利益を代表し、本法の定める手続に従い、外部管財人及び破産管財人の活動を監督する。
- 2 債権者数が50名未満の場合、債権者集会は、その決定により債権者委員会の機能を果たすこともできる。
- 3 債権者委員会は、その役割を果たすため、以下の権限を有する。
  - 外部管財人に対し、債務者の財務状況及び外部管財の進捗に関する情報を提供するように請求する。
  - 破産管財人に対して、破産手続の進捗に関する情報を提供するように請求する。
  - 本法の定める場合、裁判所に対し、外部管財人及び破産管財人の活動につき不服を申し立てる。

- 4 債権者委員会の構成には、破産債権者の代表者が、債権者集会の決定した 11 名以下の人数で、参加することができる。
- 5 債権者委員会の決議は、全委員の過半数により採択される。
- 6 債権者委員会委員は、債権者集会が、外部管財及び破産手続の実施期間中、選出する。
- 7 債権者委員会の全委員の権限は、債権者集会の決議に基づき、任期満了前に終了させることができる。
- 8 債権者集会が別段の定めをする場合を除き、最低労働賃金の 500 倍の額の金銭債権及び義務的支払金に、債権者委員会委員数と同等数の議決権が与えられる。債権者は、保有する議決権全てを一人の委員候補者に投票することも、複数の候補者に分けて投票することもできる。
- 9 最も多い投票を得た候補者が、債権者委員会の委員に選出されたものとみなされる。
- 10 債権者委員会の委員は、委員の中から議長を選任することができる。
- 11 債権者委員会の委員が 5 名より多い場合、議長を選任しなければならない。

#### 第 15 条 利害関係人

- 1 法人債務者の利害関係人には、以下の者が認められる。
  - タジキスタン共和国民事法令による債務者の子企業又は従属企業
  - 債務者の代表者、取締役会（監督役員会）の構成員、審議執行機関の構成員、及び、経理主任（経理担当者）。倒産事件手続開始前の 1 年間に解任されている場合も含む。
- 2 本法において、個人の利害関係人とは、妻（夫）、両親、兄弟姉妹、及び、妻（夫）の兄弟姉妹と理解される。
- 3 本法の定める場合、管財人及び債権者の利害関係人は、本条第 1 項及び第 2 項の定める方法により決められる。

#### 第 16 条 管財人

- 1 管財人（一時管財人、外部管財人、破産管財人）には、本法に別段の定めがある場合を除き、個人事業者として登記され、専門知識を有し、債務者及び債権者の利害関係人ではない自然人を任命することができる。
- 2 管財人には、以下の者を任命することはできない。
  - 以前、法人債務者の経営を行っていた者。ただし、当該人の解任から 3 年以上経過している場合を除く。
  - 他者の事業経営及び（又は）財産管理に関連した活動を制限されている者（欠格者）
  - 前科を有する者

#### 第 17 条 管財人の権利及び義務

- 1 管財人は、以下の権利を有する。

- 債権者集会及び債権者委員会を招集する。
  - 本法の定める場合、裁判所に訴えを提起する。
  - 本法の定める額及び手続で、報酬を受ける。
  - 自己の任務遂行のため、他者を契約により用い、本法又は債権者との間で締結した場合に別段の定めがある場合を除き、債務者資産より対価を支払う。
  - 裁判所に対し、任務期間満了前の任務終了を申し立てる。
- 2 管財人は、以下の義務を負う。
- 債務者の財産を保全する措置をとる。
  - 債務者の財務状況を分析する。
  - 債務者の財務活動、経済活動、投資活動、及び商品市場における債務者の状況を分析する。
  - 届け出られた債権を審理する。
  - 債権登録簿を管理する。
  - 本法の定めるその他の機能を担う。
- 3 管財人は、権利を行使し、義務を遂行する際、債務者及び債権者の利益を考慮して、活動しなければならない。

#### **第 18 条 管財人の責任**

- 1 管財人が、本法の定める義務を履行せず、又は、不適切に履行した場合、当該不履行又は不適切な履行は、管財人の解任事由となり得る。
- 2 債務者及び債権者は、タジキスタン共和国法令に違反した管財人に対し、管財人の行為（不作為）に基づく損害の賠償を請求することができる。

#### **第 19 条 管財人の報酬**

- 1 管財人の報酬の方法及び額は、債権者集会が決定し、かつ（又は）、裁判所が承認する。
- 2 タジキスタン共和国の法律及びその他の規範的法的文書の定める場合、管財人に対して、管財人の活動の結果に応じ、追加報酬を定めることができる。

#### **第 20 条 倒産手続**

- 1 法人債務者の倒産事件を審理する際、以下の倒産手続が適用される。
  - 監視
  - 外部管財
  - 破産手続
  - 和議
  - 本法の定めるその他の倒産手続

2 個人事業者である債務者の倒産事件を審理する際、以下の倒産手続が適用される。

- 破産手続
- 和議

## 第 21 条 債務者による自己の倒産宣言

法人債務者は、債権者からの異議がない場合、自己の倒産、及び、本法の定める手続に従った自発的な清算を宣言することができる。

## 第 2 章 倒産予防

### 第 22 条 法人組織の倒産を予防するための措置

- 1 法人債務者の発起人（社員）、法人債務者財産の所有者、又は国権執行機関は、適時に法人組織の倒産を予防する措置をとらなければならない。
- 2 法人債務者の発起人（社員）、又は法人債務者財産の所有者は、法人組織の倒産を予防することを目的として、裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる前に、債務者の財務健全化に向けた措置をとる。財務健全化に向けられた措置は、債務者との合意に基づき、債権者又はその他の者がとることができる。

### 第 23 条 裁判外再生支援

- 1 法人債務者財産の所有者、法人債務者の発起人（社員）、法人債務者の債権者及びその他の者は、債務者の倒産防止措置の範囲において、債務者に対し、金銭債務及び義務的支払金を弁済し支払能力を回復するに十分な額の財政支援を提供することができる（裁判外再生支援）。
- 2 財政支援の提供に際し、債務者又はその他の者が、財政支援を提供する者のために、義務を引き受けることもできる。
- 3 公的予算の負担による裁判外再生支援の実施は、該当年の公的予算に関する法律が定めることができる。地方予算の負担による裁判外再生支援は、タジキスタン共和国法令に従い、地方国権機関が定めることができる。

## 第 3 章 裁判所における倒産事件の審理

### 第 24 条 倒産事件の審理手続

- 1 法人及び個人事業者の倒産事件は、裁判所が、本法の定める特則を考慮して、タジキスタン共和国経済訴訟法の定める規定に基づき審理する。
- 2 倒産事件は、法人債務者に対する債権総額が債務者の貸借対照表の資産額の 10%以上である場合、また、個人事業者に対する債権総額が最低労働賃金の 500 倍以上である場合、裁判所が開始することができる。



## 第 25 条 倒産事件の事物管轄及び土地管轄

法人及び個人事業者の倒産事件は、法人債務者の所在地又は個人事業者である個人の居住地を管轄する経済裁判所（以下「裁判所」という。）が審理する。

## 第 26 条 裁判所に対し申し立てる権利

- 1 債務者の金銭債務の不履行に関連し、裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てる権利は、債務者、債権者及び検察官並びに本条の定める場合はその他の者が有する。
- 2 債務者の義務的支払金債務の不履行に関連し、裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てる権利は、債務者、破産債権者、検察官及び税務機関・その他の全権機関が有する。

## 第 27 条 倒産事件の参加者

倒産事件の参加者は、以下の者である。

- 債務者
- 管財人
- 破産債権者
- 義務的支払金について税務機関・その他の全権機関
- 検察官の申立てに基づいて審理される倒産事件においては、検察官

## 第 28 条 倒産事件手続の開始事由

倒産事件手続は、本法第 26 条の定める者による、債務者の倒産認定の申立てに基づき、開始される。

## 第 29 条 債権の合算

- 1 債権者による申立ては、複数種類の債権の総額に基づいて行うことができる。
- 2 債権者は、債務者に対する債権を合算し、一つの申立てとして、裁判所に申し立てることができる。当該申立書には、合算された債権の全債権者が署名する。

## 第 30 条 倒産認定の申立ての受理の拒否

裁判所は、本法第 24 条第 2 項の定める要件が一つでも満たされていない場合、倒産認定の申立てを受理しない。

## 第 31 条 債権の実現を保全するための措置

- 1 裁判所は、倒産事件の参加者の申立てに基づき、タジキスタン共和国経済訴訟法に従い、債権の実現を保全する措置をとることができる。
- 2 裁判所は、タジキスタン共和国経済訴訟法の定める債権の実現を保全する措置に加え、本法

第44条第2項の定める以外の法律行為についても管財人の同意を得ずに行うことを禁止したり、有価証券、通貨及びその他の財産を保管のために第三者に寄託することを債務者に義務付けたり、債務者の財産を保全するためのその他の措置をとることができる。

- 3 債権の実現を保全する措置は、外部管財が開始し外部管財人が任命されるまで、裁判所が債務者の倒産認定、破産手続開始及び破産管財人の任命の本案決定を出すまで、裁判所が和議を承認するまで、又は、裁判所が債務者を倒産者と認定しない本案決定を出すまで、効力を有する。
- 4 裁判所は、本条第3項の定める事情の到来前に、債権の実現を保全する措置を取り消すことができる。

### 第32条 倒産認定の申立てに対する債務者の意見書

- 1 債務者は、債権者、税務機関・その他の全権機関又は検察官による倒産認定の申立てを受理する旨の裁判所の決定を受領した日から5日以内に、裁判所、申立人及び倒産事件のその他の参加者に対し、申立てに対する意見書を送付しなければならず、また、申立書に記載されていない全債権者に対し、債務者についての倒産事件の開始を通知しなければならない。裁判所に送付する意見書には、意見書の写しが申立人及び倒産事件のその他の参加者に発送されたことを証明する証拠を添付しなければならない。
- 2 債務者の意見書には、タジキスタン共和国経済訴訟法の定める情報以外に、以下の事項が記載される。
  - 申立人債権に対する債務者の異議
  - 債権者に対する金銭債務、被雇用者に対する給与、及び義務的支払金の総額
  - 銀行及びその他の金融機関の口座の残高に関する情報を含めた債務者の財産に関する情報、銀行及びその他の金融機関の口座番号、並びに、銀行及びその他の金融機関の郵便宛先
  - 債務者が申立人の債権を認める場合、当該債権が弁済された証拠
- 3 債務者の意見書が提出されなくとも、倒産事件の審理は妨げられない。
- 4 この場合<sup>4</sup>、裁判所は、管財人に対し、全債権者を確定し、債務者の負担で債権者に対し倒産事件の開始の通知を送付することを委託する。

### 第33条 債務者を倒産者と認定し破産手続を開始する本案決定

- 1 裁判所は、本法第5条の定める倒産兆候が認められ、かつ、外部管財を開始する事由がない場合、債務者を倒産者と認定し破産手続を開始する本案決定を出す。
- 2 法人債務者の倒産認定・破産手続開始の決定書には、以下の記載が含まなければならない。
  - 債務者の倒産認定

---

<sup>4</sup> 原文ママ。具体的にどのような場合のことを指しているのかは、判然としない。

- 破産手続の開始
  - 破産管財人の任命
- 3 個人事業者である債務者の倒産認定の決定書には、債務者の個人事業者としての国家登記を無効とする認定が記載される。
- 4 債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定は、裁判所が別段の定めをする場合を除き、直ちに執行されなければならない。

#### **第 34 条 裁判所による債務者の倒産認定の公告**

- 1 債務者の倒産認定は、倒産認定・破産手続開始の本案決定を出した裁判所が、債務者の負担で、マスメディアにおいて公告する。債務者に財産がない場合、裁判所に債務者の倒産認定を申し立てた債権者が負担する。
- 2 倒産認定の本案決定の取消しも、同様の手続で、公告されなければならない。

#### **第 35 条 債務者を倒産者と認定しない裁判所本案決定**

- 1 裁判所は、以下の場合、債務者を倒産者と認定しない本案決定を出す。
- 本法第 5 条の定める倒産兆候が認められない。
  - 裁判所が倒産事件に関する本案決定を出す前に届出債権が弁済された。
  - 偽装倒産及び計画倒産が確認された。
  - 本法の定めるその他の場合
- 2 裁判所は、債務者に換価性のある財産が十分にあることを明確に証明する証拠がある場合、債務者の申立てに基づき、債務者に対し、裁判所の定める期間内に、債権を弁済するよう勧告し、倒産事件の審理を延期することができる。

#### **第 36 条 倒産不認定の本案決定の効果**

債務者を倒産者と認定しない裁判所本案決定は、倒産認定の申立ての受理及び（又は）監視開始の効果が失効する事由となる。

#### **第 37 条 倒産事件手続の終結事由**

裁判所は、以下の場合、倒産事件手続を終結する。

- 外部管財手続中に債務者の支払能力が回復した。
- 和議が締結された。

#### **第 38 条 裁判費用及び管財人の報酬の負担**

- 1 履行期が延期され、又は分割払となった国家手数料及び管財人の報酬についての全ての裁判費用は、債務者が負担し、その財産から順位外で支払われる。

- 2 和議では、当該費用の異なる分担を定めることができる。
- 3 裁判所が倒産事件開始時に倒産兆候がないために債務者を倒産者と認定しない本案決定を出した場合、本条第1項の定める費用は、裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てた債権者が負担し、各債権者は、自己の債権額に応じて按分された費用を負担する。
- 4 裁判費用及び管財人の報酬の分担は、倒産事件を審理した結果に基づき裁判所が出す本案決定又は決定において、定められる。

## 第4章 個人事業者の倒産

### 第39条 個人事業者を倒産者と認定する事由

金銭債務及び（又は）義務的支払金を弁済することができないことが、個人事業者の倒産認定の事由となる。

### 第40条 個人事業者の倒産認定の申立て

- 1 個人事業者の倒産認定は、個人事業者である債務者、事業活動に関する債権を有する債権者、義務的支払金債権を有する税務機関・その他の全権機関及び検察官が、裁判所に対し申し立てることができる。
- 2 事業活動に関係しない債権及び属人的性質の債権を有する債権者も、個人事業者に倒産手続が適用される際、自己の債権を請求することができる。

### 第41条 個人事業者の倒産認定の効果

- 1 裁判所が個人事業者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出した時から、個人事業者としての国家登記は失効し、事業活動実施の許可は無効となる。
- 2 倒産者と認定された個人事業者は、認定後1年間、個人事業者として登記することはできない。
- 3 裁判所は、個人事業者としての登記を行った登記機関に対し、倒産認定・破産手続開始の本案決定の写しを送付する。

## 第5章 監視

### 第42条 監視の開始

監視は、本法に別段の定めがある場合を除き、裁判所が債務者の倒産認定の申立てを受理した時から、開始する。

### 第43条 裁判所による債務者の倒産認定の申立ての受理の効果

- 1 裁判所が債務者の倒産認定の申立てを受理する決定を出した時から、以下の効果が生じる。
  - 債務者に対する財産上の請求権は、本法の定める債務者への債権届出手続に従っての

み，行使できる。

- 債務者に対し金銭及びその他の財産を請求する裁判事件手続は，債権者の申立てに基づき停止される。この場合，債権者は，本法の定める手続に従い，債務者に，自己の請求権を届け出ることができる。
- 財産に対して強制執行をする執行文書の執行は停止される。ただし，労働債務，著作権契約に基づく報酬支払債務，扶養料支払債務，生命・健康侵害の損害賠償債務及び精神的損害賠償債務の履行に関する司法判断が裁判所による申立受理までに発効している場合，そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。
- 法人から脱退することに伴った法人債務者の発起人（社員）の持分払戻請求権が債務者の財産から弁済されることは，禁止される。

2 本条第1項の定める措置の効果を保障するため，倒産認定の申立てを受理する裁判所決定は，債務者が預金口座契約を締結している銀行及びその他の金融機関，並びにその他の裁判所，税務機関・その他の全権機関に送付される。

#### 第44条 監視開始の効果

- 1 監視の開始は，債務者の代表者及びその他の経営機関の解任事由ではなく，代表者及びその他の経営機関は，本条第2項及び第3項の定める制限の下，自己の権限を行使し続ける。
- 2 債務者の経営機関は，一時管財人の同意を得た場合に限り，以下の法律行為を行うことができる。
  - 不動産の賃貸，不動産への担保権設定，会社<sup>5</sup>の定款資本への不動産の現物出資，又は，その他の方法による不動産の処分
  - その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の10%以上を占めるその他の財産の処分
  - 消費貸借による貸付・借入，信用の授受，第三者債務の保証及び銀行保証，債権譲渡，債務引受，並びに，債務者の財産の委託管理契約の締結
- 3 債務者の経営機関は，以下の決定をする権限を有しない。
  - 債務者の組織変更（新設合併，吸収合併，分割，分離及び形態変更）及び清算
  - 法人設立及び他の法人への参加
  - 支店及び駐在員事務所の開設
  - 配当金の支払
  - 債券又はその他の証券の発行
  - 法人債務者の社員構成からの脱退及び株主からの発行済株式の取得
- 4 設立された他の法人への参加は，一時管理人の同意を得て，債務者の経営機関が決定することができる。
- 5 裁判所は，債務者の代表者が，債務者の財産の保全のために必要な措置をとらない場合，一

<sup>5</sup> 合名会社，合資会社，有限責任会社，株式会社

時管財人の職務遂行を妨害する場合，又は，タジキスタン共和国法令違反を許している場合，債務者の代表者を解任することができる。この場合，債務者の代表者の職務は，一時管財人に委ねられる。

- 6 監視が開始した時から，債務者財産への差押え及び債務者の財産処分権限に対するその他の制限は，倒産審理手続の範囲に限り，課すことができる。

#### 第 45 条 一時管財人

- 1 一時管財人は，債権者が推薦する候補者の中から，候補者がいない場合は裁判所に管財人として登録されている者の中から，裁判所が任命する。
- 2 一時管財人は，裁判所に任命された時から，外部管財が開始し外部管財人が任命される時まで，裁判所が倒産認定，破産手続開始及び破産管財人任命の本案決定を出す時まで，裁判所が和議を承認する時まで，又は，裁判所が債務者を倒産者と認定しない本案決定を出す時まで，活動する。
- 3 裁判所は，一時管財人が一時的に業務困難である場合，一時管財人代理を任命して，一時的に職務を委託することができる。
- 4 一時管財人は，正当な理由がある場合，裁判所に対し，自己の解任を申し立てることができる。
- 5 裁判所は，一時管財人による自己の解任申立てを認める場合，新しい一時管財人を任命する。従前の一時管財人は，新しい一時管財人が任命されるまで，任務を継続する。

#### 第 46 条 一時管財人の権利及び義務

- 1 一時管財人は，以下の権利を有する。
  - 裁判所に対し，自己の名において，本法の定める要件に違反して債務者が締結又は履行した法律行為についての無効認定，及び，無効な法律行為に対する無効効果の適用を申し立てる。
  - 本法第 44 条第 2 項の定める法律行為につき<sup>6</sup>一時管財人の同意を得ずに行うことの禁止，保管のための第三者への有価証券，外貨及びその他の財産の寄託を含めた債務者の財産を保全するための追加措置，並びに，そのような措置の取消しを，裁判所に対し申し立てる。
  - 裁判所に対し，債務者の代表者の解任を申し立てる。
  - 債務者の活動に関するあらゆる情報及び書面を入手する。
  - 本法の定めるその他の権限を行使する。
- 2 債務者の経営機関は，一時管財人の請求により，当該管財人に対し，債務者の活動に関する

<sup>6</sup> 第 44 条第 2 項には，一時管財人の同意を得ずに行うことが禁止される法律行為が列挙されている。ロシア連邦やウズベキスタンの倒産法の類似条文（66 条）では，かかる条文に列挙されていない法律行為につき一時管財人の同意を得ずに行うことを禁止することを認めている。

あらゆる情報を提供しなければならない。

3 一時管財人は、以下の義務を負う。

- 債務者の財産を保全する措置をとる。
- 債務者の財務状況を分析する。
- 偽装倒産及び故意倒産の兆候の存否を決定する。
- 債権者を確定し債権額を決め、債権者に対し倒産事件の開始を通知する。
- 第一回債権者集会を招集する。

4 一時管財人は、監視の終了に際し、裁判所に対し、自己の活動に関する報告、債務者の財務状況に関する情報及び債務者の支払能力の回復の可能性についての意見を提出する。

#### **第 47 条 債務者の財務状況の分析**

- 1 債務者の財務状況の分析は、裁判費用及び管財人の報酬を拠出するに十分な財産が債務者にあるか、及び、債務者の支払能力が回復する可能性があるかを判断するために行われる。
- 2 財務状況の分析の結果、債務者が裁判費用を拠出する十分な財産を有しないと認められた場合、債権者は、裁判費用の財源を定めた場合に限り、外部管財の開始を決議することができる。
- 3 債権者が裁判費用の財源を定めない場合、外部管財の開始に賛成票を投じた債権者は、当該費用につき連帯債務を負う。

#### **第 48 条 債権額の確定**

- 1 債権者は、第一回債権者集会に参加するため、裁判所が倒産認定の申立てを受理したという一時管財人からの通知を受領してから 1 か月以内に、債務者に対する自己の債権を届け出ることができる。債権は、本法により確定したと認められる場合を除き、裁判所及び債務者に対し届け出られる。本法により確定したと認められる債権は、当該債権が確定したと決定できるだけの書面を添付して、一時管財人に対し届け出られる。
- 2 債務者は、本法により確定したと認められない債権につき、債権の届出を受領してから 1 か月以内に、裁判所、債権者及び一時管財人に対し異議を出すことができる。
- 3 債務者により本条第 2 項の定める期間内に異議の出されなかった債権は、債権者の届け出た額で確定したと認められる。
- 4 債務者により異議の出された債権は、本法の定める手続に従い審理される。

#### **第 49 条 第一回債権者集会の招集、及び、第一回債権者で審議される事項**

- 1 一時管財人は、第一回債権者集会の開催日を決定し、全債権者に対し、開催日程を通知する。第一回債権者集会は、申立受理決定に定められた裁判所の法廷期日の 10 日前までに、開催されなければならない。
- 2 第一回債権者集会に議決権を持って参加する者は、以下の破産債権者及び税務機関・その他

の全権機関である。

- 債権が、本法に従い確定したと認められ、一時管財人に送付された。
- 債権額が、債務者による異議があったことにより、第一回債権者集会開催日までに裁判所により確定された。

3 第一回債権者集会には、一時管財人、債務者の代表者及び債務者の被雇用者の代表者が、議決権は有さないが、参加できる。

4 以下の決議の採択は、第一回債権者集会の権限に属する。

- 外部管財の開始、及び、裁判所に対する相応の申立て
- 裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続の開始の申立て
- 債権者委員会の委員数の決定及び委員の選任
- 本法の定めるその他の事項

5 第一回債権者集会の議事録は、集会開催日から1週間以内に、一時管財人が裁判所に提出する。

#### **第50条 第一回債権者集会による外部管財開始の決議**

第一回債権者集会による外部監視開始の決議は、外部管財人の予定期間、外部管財人の候補者及び候補者の情報を含まなければならない。

### **第6章 外部管財**

#### **第51条 外部管財の開始手続**

- 1 外部管財は、本法の定める場合を除き、債権者集会の決議に基づき裁判所が開始する。
- 2 外部管財開始の裁判所決定は、直ちに、執行されなければならない。
- 3 外部管財開始の裁判所決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 4 外部管財は、12か月を超えない期間、実施され、本法に別段の定めがある場合を除き、当該期間は、6か月を超えない期間、延長することができる。
- 5 裁判所は、債権者集会又は外部管財人の申立てに基づき、定められた外部管財期間を、本条第4項の定める期間内で延長又は短縮することができる。

#### **第52条 外部管財開始の効果**

- 1 外部管財が開始した時から、以下の効果が生じる。
  - 債務者の代表者は解任され、債務者の事業経営は外部管財人が取り扱う。
  - 債務者の経営機関及び法人債務者の財産所有者の権限は終了し、債務者の代表者及びその他の経営機関の権限は、本法の定めによりその他の者（機関）に移譲される権限を除き、外部管財人に移譲される。債務者の経営機関は、外部管財人の任命から3日以内に、外部管財人に対し、当該法人の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及



びその他の貴重品を引き渡さなければならない。

- 従前とられた債権の実現を保全する措置は、取り消される。
- 本法の定める場合を除き、金銭債権及び義務的支払金債権に対し、モラトリアムが開始される。

2 外部管財完了に際し、金銭債務及び義務的支払金に基づいて債務者が債権者に支払わなければならない違約罰（違約金、遅延利息）及び損害賠償金は、外部管財開始時の金額で請求できる。

### 第 53 条 債権弁済に対するモラトリアム

1 債権弁済に対するモラトリアムは、履行期が外部管財開始前に到来した金銭債務及び義務的支払金に適用される。

2 本条第 1 項の定める金銭債務及び義務的支払金については、モラトリアムの有効期間内においては、以下の効果が発生する。

- 執行文書、及び、裁判手続を要しない（引落同意を要しない）銀行口座からの引落しを認めるその他の書面による回収が禁じられる。
- 財産に対して強制執行をする執行文書の執行は停止される。ただし、労働債務、著作契約に基づく報酬支払債務、扶養料支払債務、生命・健康侵害の損害賠償債務及び精神的損害賠償債務の履行に関する司法判断が、裁判所による申立受理までに発効している場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。
- 金銭債務及び義務的支払金債務の不履行又は不適切な履行に関し、違約罰（違約金、遅延利息）及びその他の金融制裁（経済制裁）、並びに、利息は発生しない。

3 モラトリアムは、外部管財人が契約の履行を拒絶したことにより発生する損害賠償請求権にも適用される。

4 本条第 2 項及び第 3 項の規定は、履行期が外部管財開始後に到来した金銭債務及び義務的支払金には適用されない。

5 モラトリアムは、労働債権、著作契約に基づく報酬支払債権、扶養料支払債権、及び生命・健康侵害の損害賠償請求権にも適用されない。

### 第 54 条 外部管財人の権利及び義務

1 外部管財人は、以下の権利を有する。

- 本法の定める制限の下で、独自に、債務者の財産を処分する。
- 債務者の名において、和議を締結する。
- 債務者の契約の履行を拒絶する。
- 債権者集会を招集する。

2 外部管財人は、以下の義務を負う。

- 債務者の財産を管理下に置き，財産目録を作成する。
- 外部管財の実施及び債権者への支払のために特別口座を開設する。
- 外部管財計画を作成し，承認を得るために債権者集会に提出する。
- 帳簿，統計報告書及び決算報告書を作成する。
- 定められた手続に従い，債務者に届けられた債権に異議を出す。
- 債務者の債権を回収するための措置をとる。
- 債権を審理する。
- 債権登録簿を管理する。
- 外部管財計画実施の結果報告書を債権者集会に提出する。
- 本法の定めるその他の権限を行使する。

### 第 55 条 債権額の確定

- 1 債権者は，外部管財の期間中，何時でも債務者に対し債権を届け出ることができる。当該債権は，外部管財人宛に，債務者の郵便宛先に送付される。本法により確定したと認められる債権は，当該債権が確定したと決定できるだけの書面を添付して，外部管財人に対し送付される。
- 2 外部管財人は，債権の届出を受領してから 2 週間以内に，届け出られた債権を審理し，審理の結果に基づき，債権登録簿に相応の記載をする。債権の審理の結果については，外部管財人が，当該債権が届け出られてから 1 か月以内に，当該債権の債権者に対し通知をする。
- 3 外部管財人による債権の審理結果に対しては，債権者が，審理結果を受領してから 1 か月以内に，倒産事件を審理している裁判所に対し，異議を出すことができる。
- 4 本条第 3 項の定める期間内に異議の出されなかった債権は，外部管財人が確定した額，構成及び弁済順位で確定したものとみなされる。
- 5 異議の出された債権は，裁判所が本法の定める手続に従い審理する。

### 第 56 条 債務者の財産の処分

- 1 債務者財産の所有者又は債務者の経営機関は，債務者の財産の処分を決定することも，財産処分に関する外部管財人の権限をその他の方法により制限することもできない。
- 2 重要な法律行為及び利害関係が生じる法律行為は，本法又は外部管財計画に別段の定めがある場合を除き，債権者集会又は債権者委員会の同意を得て，外部管財人が行う。
- 3 重要な法律行為とは，不動産の処分，又は，契約締結時の簿価が債務者の全資産の簿価の 20% を超えるその他の財産の処分に関する法律行為をいう。
- 4 利害関係が生じる法律行為とは，当事者が，外部管財人又は破産債権者の利害関係人に当たる法律行為をいう。

### 第 57 条 債務者が締結した契約の履行拒絶

- 1 外部管財人は、外部管財開始時から3か月間、債務者が締結した契約の履行を拒絶することができる。
- 2 契約の履行拒絶は、以下のいずれかの事情が存在する場合において、いずれの当事者も自己の債務の履行を完了していない契約に限り、行うことができる。
  - 契約の履行により、類似する状況の下で締結された同種の契約と比較し、債務者に対し損害が生じる。
  - 契約が長期（契約期間が1年以上）であり、又は、長期でのみ債務者に有利な結果が得られるようになっている。
  - 債務者の支払能力の回復を妨げるその他の事情がある。
- 3 履行が拒絶された契約の相手方は、債務者に対し、契約の履行拒絶により発生する積極損害につき賠償を請求することができる。

#### **第58条 債権者委員会の権限**

債権者委員会は、以下の決議を採択することができる。

- 債権者集会を招集する。
- 債権者集会に対し、外部管財人の解任を提案する。
- 債務者の重要な法律行為及び利害関係が生じる法律行為を承認し、又は、承認を拒否する。
- 裁判所に対し、外部管財人代理の候補者を推薦する。

#### **第59条 外部管財期間の延長**

債権者集会が決議した外部管財計画が当初定められた期間を超える期間を定めている場合、裁判所は、外部管財期間の延長又は承認された外部管財計画の実施が債務者の支払能力の回復につながると思える十分な事由があるならば、外部管財期間を延長する決定を出す。

#### **第60条 債務者の支払能力の回復のための措置**

以下の措置が、債務者の支払能力の回復のための措置となり得る。

- 業種の変更
- 不採算事業の閉鎖
- 受取勘定の回収
- 債務者財産の一部売却
- 債務者の債権の譲渡
- 法人債務者の財産所有者又は第三者による債務者の債務の履行
- 債務者の支払能力を回復させるその他の方法

## 第 61 条 債務者財産の一部売却

- 1 外部管財人は、外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、債務者の財産の財産目録を作成し、財産を査定した後に、公開競売による財産の一部売却を開始することができる。
- 2 競売は、本法の定める場合を除き、オークションの形態で実施される。
- 3 取引制限が課されている財産は、非公開競売により売却することができる。
- 4 非公開競売には、法律の定めにより当該財産の所有権又はその他の財産権を取得できる者が参加する。
- 5 外部管財人は、自身で競売を実施し、又は、契約に基づいて専門機関に競売実施を委託することができる。競売を実施する専門機関は、債務者及び外部管財人の利害関係人であってはならない。
- 6 競売における財産の売却開始価格は、外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、外部管財人が決定する。
- 7 競落人は、議事録又は競争結果に基づき締結された売買契約の定める期間に、債務者の財産の売却代金を支払わなければならない。当該期間は、競売実施から 1 か月より後であってはならない。
- 8 第一回競売で売却されなかった債務者の財産は、外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、次の競売に出すことができる。
- 9 次回競売で売却されなかった債務者の財産は、外部管財人が競売を実施せずに売買契約により換価することもできる。

## 第 62 条 債務者の債権の譲渡

外部管財人は、外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、債権者委員会又は債権者集会の同意を得て、債務者の債権の譲渡を、公開競売での債権の売却により行うことができる。

## 第 63 条 債務者財産の所有者又は第三者（複数第三者）による債務者の債務の履行

- 1 債務者財産の所有者は、外部管財完了前であれば何時でも、債権登録簿に記載されている全債権を同時に弁済することができる。
- 2 第三者（複数第三者）による債務者債務の履行は、当該履行により、債権登録簿に記載されている全債権者の債権が同時に弁済されることを条件に、認められる。

## 第 64 条 外部管財人の外部管財結果報告書及び報告書の審議

- 1 外部管財人は、外部管財期間が満了する 15 日前までに、又は、外部管財を期間満了前に中止する事由が存在する場合、債権者集会に対し報告書を提出しなくてはならない。
- 2 外部管財人の報告書は、以下を含まなければならない。
  - 直近の決算日における債務者の貸借対照表

- 債務者の損益計算書
  - 金銭債権及び義務的支払金の弁済原資となる資金の有無の情報
  - 債務者の受取勘定の調査及び債務者が有する未回収債権に関する情報
  - 債務者の支払勘定の弁済の可能性に関するその他の情報
- 3 外部管財人の報告書には、債権登録簿が添付されなければならない。
  - 4 外部管財人は、報告書の提出と同時に、債権者集会に以下のいずれかを提案する。
    - 債務者の支払能力の回復による外部管財の中止
    - 和議の締結
    - 外部管財期間の延長
    - 外部管財の中止、及び、裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続開始の申立て
  - 5 外部管財人の報告書は、外部管財期間満了から 10 日以内に、又は、期間満了前中止の事由が発生してから 1 か月以内に招集される債権者集会において審議される。
  - 6 外部管財人は、外部管財期間満了の 15 日前までに、全債権者に対し、債権者集会の開催を通知しなければならない。
  - 7 債権者集会開催の通知は、集会開催日時及び場所、並びに、外部管財人の報告書をあらかじめ知る方法に関する情報を含まなければならない。
  - 8 債権者集会は、外部管財人の報告書の審議の結果に基づき、以下のいずれかを決議することができる。
    - 債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払への移行
    - 裁判所に対する外部管財期間の延長の申立て
    - 裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続開始の申立て
    - 和議の締結
  - 9 債権者集会が、本条第 8 項の定める決議のいずれも採択しなかった場合、又は、本条第 5 項の定める期間の満了から 15 日以内に、採択した決議を裁判所に提出しなかった場合、裁判所は、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出す。

#### **第 65 条 裁判所による外部管財人の報告書の承認**

- 1 債権者集会で審議された外部管財人の報告書及び債権者集会の議事録は、集会開催日から 5 日以内に、裁判所に送付される。
- 2 外部管財人の報告書には、債権登録簿、及び、債権者集会で決議に反対し、又は決議に参加しなかった債権者からの不服書を添付しなければならない。
- 3 外部管財人の報告書及び債権者の不服書は、法廷において審理される。
- 4 法廷の日時及び場所については、外部管財人及び不服書を提出した債権者に知らされる。
- 5 債権者集会が、債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払への移行を決議した場合、裁判所は、本法に別段の定めがある場合を除き、外部管財人の報告

書を承認しなければならない。

- 6 裁判所により債権者の不服の根拠が認められた場合、又は、債務者の支払能力が回復されたという兆候がない場合、裁判所は、外部管財人の報告書の承認を拒否する。
- 7 外部管財人の報告書の承認、承認の拒否、外部管財の延期又は和議の承認については、裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 8 債権者集会が債務者の倒産認定・破産手続開始を申し立てた場合、裁判所が外部管財人の報告書の承認を拒否した場合、又は、外部管財人の報告書が外部管財期間満了から1か月以内に提出されない場合、裁判所は、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出すことができる。

#### **第66条 外部管財人の報告書承認の効果**

- 1 裁判所による外部管財人の報告書の承認は、倒産事件手続を終結する事由となる。
- 2 債権者集会により決議された申立てがある場合、裁判所は、債権者への支払の完了時を定めることができる。
- 3 裁判所は、外部管財人の報告書承認の決定を出し、債権者への支払期間を定めるが、当該期間は、承認決定が出されてから6か月を超えることはできない。この場合、倒産事件手続は、債権者への支払の完了後に終結する。
- 4 債権者への支払が裁判所の定めた期間内に行われない場合、裁判所は、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出す。

#### **第67条 債権者に対する支払**

- 1 債権者に対する支払は、本法第65条第5項の定める場合、裁判所が外部管財人の報告書を承認した日から、外部管財人が債権登録簿に基づいて実施する。
- 2 債権者に対する支払は、本法第78条の定める手続に従い、実施される。外部管財人は、債務者の債務が履行された時点から、それに応じた情報を債権登録簿に記載する。

#### **第68条 債権の弁済**

本法においては、代替物(物・金銭)による債務の履行の合意により満足を受けた債権、又は、その他の方法による債務消滅の合意に至り満足を受けた債権、及び、本法に従い満足を受けたと認められる債権が、弁済されたものとみなされる。

#### **第69条 外部管財人の権限の終了手続**

- 1 外部管財人の権限は、倒産事件手続の終結により、終了する。
- 2 外部管財人が、和議の締結又は債権の弁済により終了する場合、外部管財人は、債務者の新しい代表者が選任(任命)されるまで、債務者の代表者の権限の範囲内で、職務を継続する。

- 3 債務者のその他の経営機関及び債務者財産の所有者の権限は、回復する。
- 4 裁判所が債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出し、外部管財人以外の者が破産管財人として任命された場合、外部管財人は、業務を破産管財人に引き継ぐまで、引き続き自己の任務を遂行する。

## 第7章 破産手続

### 第70条 総則

- 1 裁判所が債務者を倒産者と認定する決定を出すと、破産手続が開始する。
- 2 破産手続期間は、1年を超えることはできない。裁判所は、本法に別段の定めがある場合を除き、当該期間を6か月間、延長することができる。
- 3 破産手続期間は、必要がある場合、本条第2項の定める期間を超えて延長することができる。本条第2項の期間を超えて破産手続期間を延長する裁判所決定に対しては、不服を申し立てることができる。

### 第71条 破産手続開始の効果

- 1 裁判所が、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出した時から、以下の効果が発生する。
  - 債務者の全ての金銭債務及び履行期が延期されている義務的支払金は、履行期が到来したものとみなされる。
  - 債務者の全種類の義務に関し、違約罰（違約金、遅延利息）、利息、及び、その他の金融制裁（経済制裁）の発生は停止する。
  - 債務者の財務状況に関する情報は、商業秘密の範疇に属さなくなる。
  - 債務者の財産の譲渡に関する法律行為、又は、第三者が債務者の財産を使用するための引渡しにつながる法律行為は、本章の定める手続に従う場合に限り、認められる。
  - それまでに課せられた債務者の財産に対する差押え、及び、債務者の財産の処分に関する制限は、全て、取り消される。債務者の財産を新たに差し押えたり、債務者の財産処分につきその他の制限を課すことは、認められない。
  - 債権は全て、破産手続の範囲内に限り、債務者に対し届け出ることができる。
  - 債務の履行は、本章の定める場合、本章の定める手続に従い、認められる。
- 2 裁判所が、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出した時から、債務者の経営機関は、それ以前に債務者の財産の管理及び処分の業務から除外されていない場合、当該業務から除外され、法人債務者の財産所有者の権限は停止する。

### 第72条 破産管財人

- 1 裁判所は、債務者の倒産認定の本案決定を出す際、外部管財人の任命の手続に従い、破産管

財人を任命する。

- 2 裁判所は、債権者集会又は債権者委員会により承認された破産管財人の申立てに基づき、複数の破産管財人を任命することができる。裁判所は、遂行される課題の困難度及び性質並びに債務者の財産額に応じて、破産管財人の中で任務を割り振り、責任を分担させる。
- 3 破産管財人は、破産手続の終了まで、活動する。

### 第 73 条 債務者の倒産認定・破産手続開始に関する情報の公告

- 1 債務者の倒産認定・破産手続開始の公告は、破産管財人が、債務者の負担で、マスメディアにおいて行う。
- 2 債務者の倒産認定・破産手続開始の公告は、以下の事項を含まなければならない。
  - 倒産者と認定された債務者の名称及びその他の詳細情報
  - 倒産事件が係属している裁判所の名称及び事件番号
  - 裁判所による債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定日
  - 債権届出期間。当該期間は、公告日から 2 か月間以下であってはならない。
  - 破産管財人に関する情報
- 3 債務者の倒産認定・破産手続開始に関する情報は、破産管財人が、任命日から 5 日以内に、公報紙において公告するために送付しなければならない。

### 第 74 条 破産管財人の権限

- 1 債務者財産の処分権限を含めて、債務者の事業経営に関する権限は、全て、破産管財人任命時より、同管財人に移譲される。
- 2 監視の完了に際し、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定が出された場合、債務者の経営機関及び法人債務者の財産所有者の権限は、破産管財人の任命時から、終結する。債務者の経営機関は、破産管財人の任命から 3 日以内に、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を、清算管財人に引き渡せるようにしなければならない。法人債務者の代表者を含む債務者の経営機関は、上記の義務を履行しない場合、タジキスタン共和国法令の定める責任を負う。
- 3 破産管財人は、任命時より、以下の職務を行う。
  - 債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成し、財産を査定し、債務者の財産を保全する措置をとる。
  - 債務者の財務状況を分析する。
  - 債務者に対し債務を負う第三者に対し、タジキスタン共和国法令の定める手続に従い、債権回収の請求をする。
  - タジキスタン共和国労働法令に従い、労働契約の来るべき終了について被雇用者に通知する。



- 所定手続に従い、債務者に届け出られた債権に対し異議を出す。
  - 債務者の契約の履行を拒絶する。契約の履行拒絶は、本条第 57 条の定める手続に従い表明される。
  - 第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。
  - タジキスタン共和国の法令及びその他の法的文書の定めにより強制的に保管する必要のある債務者の書面を、保管に付す。
  - 本法の定めるその他の措置をとる。
- 4 破産管財人は、任務を遂行する際、債務者により行われた法律行為の無効認定の訴え、第三者からの債務者財産の返還の訴え、及び債務者が締結した契約の解除の訴えを提起し、タジキスタン共和国の法律及びその他の法的文書の定める、債務者財産の取戻しに向けられたその他の活動を行う。
- 5 破産管財人は、任務を遂行する際、タジキスタン共和国法令により債務者を倒産に至らしめたことにより、債務者の債務につき補充責任を負う第三者に対し、請求することができる。
- 6 上記請求額は、債権総額と破産財団の差額により決められる。
- 7 回収された金銭は、破産財団に含まれ、本法の定める順位に従った債権の弁済にのみ利用できる。

#### **第 75 条 債務者の財産の査定**

- 1 破産管財人は、破産手続中、債務者の財産につき財産目録を作成し、財産を査定する。
- 2 破産管財人は、上記活動のために、債権者集会又は債権者委員会が別段の定めをする場合を除き、債務者の財産の負担により、鑑定人及びその他の専門家を用的することができる。
- 3 破産手続中に売却されるべき財産が不動産である場合、当該不動産は、債権者集会又は債権者委員会が別段の定めをするときを除き、売却までに、独立鑑定人により査定される。

#### **第 76 条 破産財団**

- 1 破産手続開始時に保有されていた、及び、破産手続中に明らかになった債務者の全財産は、破産財団を構成する。
- 2 破産財団を構成する債務者の財産からは、取引制限のある財産、債務者の個人性に関する財産上の権利（特定の事業を行うことについての許可（ライセンス）を含む。）、並びに、本法の定めるその他の財産及び権利は除外される。
- 3 破産管財人は、破産財団を構成する債務者財産の適切な検討を目的として、会計士、監査人及びその他の専門家を依頼することができる。

#### **第 77 条 破産財団に含まれない債務者の財産**

- 1 債務者の財産に取引制限のある財産がある場合、破産管財人は、当該財産の所有者に対し、

通知をする。

- 2 取引制限のある財産の所有者は、破産管財人から通知を受領した日から1か月以内に、破産管財人から当該財産を受け、又は別の者に割り当てなければならない。
- 3 取引制限のある財産の所有者が本条第2項の定める義務を履行しない場合、破産管財人の通知を受領されてから1か月経過後、取引制限のある財産の維持にかかる全費用は、当該財産所有者が負担する。
- 4 社会的な重要住宅基金、就学前児童保育施設、公共所有施設、及び地域の生活に必要な財産は、本条第1項、第2項及び第3項の定める手続に従い、地域の相応の執行機関に引き渡されなければならない。当該財産・施設を維持しその目的に沿った機能を保全する義務は、破産管財人の通知を受領されてから1か月経過後、地域の執行機関が負う。
- 5 本条第4項の定める財産・施設の地域の執行機関への引渡しは、その他の追加条件なく、現状で行われる。当該財産・施設の維持費用の財源は、相応の公的予算である。
- 6 本条第4項及び第5項の定める規定を履行しない地域の執行機関の責任者は、タジキスタン共和国法令に従い、責任を負う。

#### **第78条 債権の弁済順位**

債権は、以下の順位で弁済される。

- 第一順位では、清算される法人が生命・健康侵害について賠償責任を負う個人の債権が弁済される。
- 第二順位では、著作契約も含めて労働契約に基づき働く者に対する退職手当及び給与が支払われる。
- 第三順位では、債務者財産により担保されている債権が弁済される。
- 第四順位では、公的予算及び予算外基金に対する義務的支払金が弁済される。
- 第五順位では、その他の債権者に支払われる。

#### **第79条 債務者の財産の売却**

- 1 破産管財人は、債務者の財産の財産目録を作成し財産を査定した後に、債権者集会又は債権者委員会が別段の財産売却方法を定めている場合を除き、公開競売による財産の売却を開始する。
- 2 債務者の財産の売却方法及び期日は、債権者集会又は債権者委員会が容認しなければならない。
- 3 取引制限が課されている債務者の財産は、非公開競売においてのみ売却することができる。
- 4 破産管財人は、自身で競売を実施し、又は、契約に基づいて専門機関に競売実施を委託することができる。競売を実施する専門機関は、債務者の利害関係人又は破産管財人の利害関係人であってはならない。

- 5 第一回競売で売却されなかった債務者の財産は、次の競売に出すことができ、又は、破産管財人が競売を実施せずに売買契約により換価することもできる。

#### **第 80 条 債務者の債権の譲渡**

- 1 破産管財人は、債権者集会又は債権者委員会が債務者の債権の売却（譲渡）について別段の手續を定める場合を除き、公開競売により、債務者の債権を売却することができる。
- 2 公開競売による債務者の債権の売却は、その他の法律に別段の定めがある場合又は債権の本質から認められない場合を除き、本法第 62 条の定める規定に従い、行われる。

#### **第 81 条 債権者に対する支払**

- 1 破産管財人は、債権登録簿に従い、債権者に対し支払を行う。
- 2 債権額は、本法第 55 条の定める手續に従い、確定される。
- 3 各順位の債権は、それに優先する順位の債権が全額弁済された後、弁済を受ける。
- 4 弁済のための資金が同順位の請求権全てを全額弁済するには不十分である場合、本法に別段の定めがある場合を除き、支払われるべき額に応じて按分弁済される。
- 5 破産手續開始後に発生した義務的支払金を含む、債権登録簿が閉鎖されてから届け出られた債権は、定められた届出期間内に届け出られた債権が弁済された後に残った財産から弁済を受ける。
- 6 全債権者への支払が完了するまでに届け出られた第一順位及び第二順位の債権は、債権登録簿の閉鎖後であっても、弁済されなければならない。当該債権が全額弁済されるまで、相応の順位の債権の弁済は停止する。所定期間内に届けられたが、破産管財人に認められず、当該債権の弁済を認めた裁判所判決が発効した債権も、同様の手續で、弁済されなければならない。
- 7 財産が不十分なために満足を受けられなかった債権も、弁済されたものとみなされる。破産管財人が認めなかった債権も、債権者が裁判所に対し訴えを提起しなかった場合、又は、裁判所が訴えを棄却する判決を出した場合、弁済されたものとみなされる。
- 8 破産管財人は、債権の弁済に関する情報を、債権登録簿に記載する。
- 9 破産手續中に債権の全額満足を受けなかった債権者は、債務者から違法に財産を受けた第三者に対し請求することができる。当該請求は、倒産事件手續完了後、タジキスタン共和国法令の定める手續に従い、行うことができる。

#### **第 82 条 破産管財人の活動に対する監督**

- 1 破産管財人は、少なくとも月 1 回、債権者委員会又は債権者集会に対し、自己の活動の報告書、破産手續開始時及び手續中における債務者の財務状況及び財産に関する情報、並びに、その他の情報を提出する。
- 2 破産管財人は、裁判所の請求により、裁判所に対し、破産手續に関する全ての情報を提供し

なければならない。

### 第 83 条 破産管財人の解任

破産管財人が任務を履行せず，又は不適切に履行する場合，裁判所は，債権者集会又は債権者委員会の申立てに基づき，破産管財人を解任し，新しい破産管財人を任命する。

### 第 84 条 破産管財人の報告書

- 1 破産管財人は，債権者に対する支払終了後，裁判所に対し，破産手続の実施結果報告書を提出しなければならない。
- 2 破産管財人の報告書には，以下の書面が添付される。
  - 債務者の財産の売却を証明する書面
  - 弁済された債権額が記載された債権登録簿
  - 債権の弁済を証明する書面

### 第 85 条 債権弁済後の債務者の残余財産

- 1 破産手続中，売却に出されたが売却されなかった債務者財産については，法人債務者の財産所有者，又は法人債務者の発起人（社員）が当該財産に対する権利を行使しない場合，破産管財人は，相応の全権機関に通知する。
- 2 全権機関は，通知を受領してから 1 か月以内に，本条第 1 項の定める財産を自己の資産勘定に入れ，維持費用を全て負担する。

### 第 86 条 破産手続の終了

- 1 裁判所は，破産管財人が提出した破産手続の実施結果報告書を審理した後，破産手続終了の決定を出す。
- 2 破産管財人は，破産手続終了の裁判所決定が出されてから 10 日以内に，法人登記を扱う機関に対し，当該決定を提出しなければならない。
- 3 破産手続終了の裁判所決定は，法人国家登記簿に，債務者の清算を記載する事由となる。
- 4 債務者の清算が法人国家登記簿に記載された時点で，破産管財人の権限は終了し，破産手続は終了したものとみなされ，債務者は清算されたものとみなされる。

## 第 8 章 和議

### 第 87 条 総則

- 1 債務者及び債権者は，裁判所における倒産事件の審理のどの段階においても，和議を締結することができる。
- 2 破産債権者の名において和議を締結する決議は，債権者集会が採択する。和議締結の債権者

集会の決議は、全破産債権者の議決権の過半数で採択され、債務者の財産に担保権を設定している全債権者が賛成することを条件に、採択されたものとみなされる。

- 3 債務者の名において和議を締結する決定は、債務者である個人若しくは債務者の代表者、又は、外部管財人若しくは破産管財人が行う。
- 4 和議の定める権利及び義務を引き継ぐ第三者は、和議に参加することができる。
- 5 和議は、裁判所の承認を受けなければならない、このことは、倒産事件手続の終結の裁判所決定に記載される。和議が破産手続中に締結される場合、裁判所は、和議を承認する決定を出す。
- 6 和議は、裁判所が承認した日から、債務者、破産債権者及び和議に参加した第三者に対し、法的効力を有し、これらの者に義務を生じさせる。
- 7 法的効力を生じた和議の履行を、一方的に拒絶することは認められない。

### 第 88 条 和議の形式

- 1 和議は、書面で締結される。
- 2 債務者の名においては、債務者である個人若しくは債務者の代表者、又は、外部管財人若しくは破産管財人が、和議に署名する。
- 3 債権者の名においては、債権者集会により権限を付与された者が、和議に署名する。
- 4 第三者が和議に参加する場合、第三者の名においては、第三者本人又はその代理人が和議に署名する。

### 第 89 条 和議の内容

- 1 和議は、債務者の債務の履行額、履行方法及び履行期に関する条項、並びに（若しくは）、代替物（物・金銭）による債務の履行の合意、契約の更改、若しくは債務免除又はタジキスタン共和国法令の定めるその他の方法による債務の消滅に関する条項を含まなければならない。
- 2 和議は、以下の条項を含むことができる。
  - 債務の履行期の延期又は分割払化
  - 債務者の債権の譲渡
  - 第三者による債務者の債務の履行
  - 債務の一部免除
  - 債権の株式への転換
  - タジキスタン共和国の法律及びその他の法的文書に違反しない、その他の方法による債権弁済
- 3 和議締結の議決に参加しなかった破産債権者及び決議に反対した破産債権者に対する和議の条件は、同じ順位を有する破産債権者で決議に賛成した者に対する条件より、不利益であってはならない。

## 第 90 条 裁判所による和議承認の要件

- 1 債務者，外部管財人又は破産管財人は，和議の締結から 5 日以内に，裁判所に対し，和議の承認を申し立てなければならない。
- 2 和議の承認の申立書には，以下の書面を添付しなければならない。
  - 和議の内容
  - 和議の締結を決議した債権者集会の議事録
  - 郵便宛先及び債権額が記載されている全破産債権者の一覧
  - 和議締結の決議に参加せず，又は決議に反対した破産債権者の不服書
- 3 裁判所は，利害関係人に対し，和議の承認申立てを審理する期日を通知する。通知を受けた者が審理に欠席しても，倒産事件の審理は妨げられない。

## 第 91 条 裁判所による和議承認の効果

- 1 監視又は外部管財の手續中の裁判所による和議承認は，倒産事件手續を終結する事由となる。
- 2 外部管財の手續中の裁判所による和議承認は，モラトリアムの終結事由となる。
- 3 裁判所が破産手續中に和議を承認した場合，債務者を倒産者と認定し破産手續を開始する裁判所の本案決定は，執行されない。
- 4 一時管財人，外部管財人及び破産管財人の権限は，裁判所により和議が承認された時点で，終了する。
- 5 法人債務者の外部管財人及び破産管財人は，債務者の代表者が選任（任命）されるまで，引き続き自己の権限を行使する。
- 6 和議が承認された時から，債務者である個人若しくは債務者の代表者，又は，外部管財人若しくは破産管財人は，債権者に対する弁済を開始する。

## 第 92 条 裁判所による和議承認の拒否

- 1 裁判所は，以下の場合，和議の承認を拒否することができる。
  - 本法の定める和議締結の手續に違反している。
  - 和議の形式が守られていない。
  - 和議が第三者の権利を侵害する。
  - 和議の条項がタジキスタン共和国の法律及びその他の規範的法的文書に抵触する。
- 2 和議承認の拒否について，裁判所は決定を出し，当該決定に対しては，不服を申し立てることができる。

## 第 93 条 和議承認の拒否の効果

- 1 和議は，裁判所が承認拒否決定を出した場合，締結されていないものとみなされる。
- 2 裁判所が和議承認拒否決定を出しても，新たな和議の締結が妨げられない。

#### 第 94 条 和議の無効

和議は、以下の場合、債務者、債権者又は検察官の申立てに基づき、裁判所が無効と認定することができる。

- 和議が、特定の債権者に特別に有利である条項、又は、特定の債権者の権利及び法的利益を侵害する条項を含んでいる。
- 和議の履行が、債務者の倒産を引き起こす可能性がある。
- タジキスタン共和国民法の定めるその他の法律行為の無効事由がある。

#### 第 95 条 和議の無効認定の効果

- 1 和議の無効認定は、倒産事件手続を再開する事由となる。倒産事件手続の再開について、裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 2 和議が無効と認定された場合、履行期が延期された及び（若しくは）分割払とされた債権、又は、一部免除をした債権については、弁済を受けていない部分の債権が復活する。
- 3 本条が規制していない点については、タジキスタン共和国民法の定める法律行為の無効の効果が生じる。
- 4 和議が無効と認定された場合、裁判所は、債務者の負担で、マスメディアにおいて債務者の倒産事件の再開を公告する。

#### 第 96 条 和議の解除

- 1 裁判所が承認した和議を、特定債権者と債務者の合意により解除することは認められない。
- 2 裁判所の判決に基づき、特定債権者について和議が解除されても、その他の債権者については、和議は解除されない。
- 3 和議は、3 分の 1 以上の債権につき条項が履行されていない場合、裁判所の判決に基づき解除することができる。この場合、本法第 95 条の効果が適用される。

#### 第 97 条 和議の不履行の効果

- 1 債権者は、債務者が和議を履行しない場合、和議の定める金額の債権を請求することができる。
- 2 新たな倒産事件が開始された場合、締結された和議に係る債権者の債権額は、和議の定める条項により決定される。

#### 第 98 条 本法違反の責任

本法の規定に違反した自然人及び法人は、タジキスタン共和国法令に従い、責任を負う。

#### **第 99 条 タジキスタン共和国法「企業倒産について」の失効認定**

1992 年 3 月 10 日付けタジキスタン共和国法「企業倒産について」（タジキスタン共和国最高評議会公報誌，1992 年第 8 号 116 ページ，タジキスタン共和国国会誌 1996 年第 3 号 48 ページ，1997 年第 9 号 117 ページ，1998 年第 10 号 121 ページ）は，失効したと認められる。

#### **第 100 条 本法の施行手続**

本法は，公告後に施行される。

タジキスタン共和国大統領 E.ラフモノフ  
ドゥシャンベ市，2003 年 12 月 8 日，第 46 号